

要指示医薬品の指定範囲の拡大について要望する

誌名	日本獣医師会雑誌 = Journal of the Japan Veterinary Medical Association
ISSN	04466454
著者	信藤, 謙蔵
巻/号	25巻5号
掲載ページ	p. 241-242
発行年月	1972年5月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター
Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council
Secretariat



要指示医薬品の指定範囲の拡大について要望する

農林省畜産局衛生課長 信 藤 謙 蔵

今般、昭和 47 年 4 月 19 日付け農林省令第 23 号をもって動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令が公布された。これは昭和 36 年農林省令第 3 号の一部を改正し要指示医薬品の対象動物に鶏を加えること、および動物用生物学的製剤のうち予防液（鶏痘予防液を除く）を加えたものである。なお、附則としてこの省令は昭和 47 年 7 月 1 日から施行されるが、施行当日前にすでに市場にある物については要指示医薬品である旨の記載（表示）の義務を 12 月 31 日まで適用しないことになっている。要指示医薬品は獣医師の処方箋または指示がなければ薬局等、医薬品販売業者が売ってくれないので購入することができないものである。

最近の目覚ましい経済発展の中でややもすれば忘れ勝ちであった人間の尊重、生命の尊厳、自然愛護に対する反省がなされ、やや手遅れの感はあるにせよ、人々の間に真面目に論議されはじめ、具体的施策のうえにも具現されつつあることは喜ばしいことである。

動物用医薬品は人体用の医薬品と同様に薬事法の規制を受け、人体用医薬品と全く同じように疾病の治療あるいは予防に用いられるものもあり、人体用の医薬品と区別されているのは使用される対象が人以外の動物であるという点だけである。したがってその使用目的の多くは生産資材として認識され、また、家畜は経済動物であり、従来は多少副作用があっても効果が確実で安価なことが重要な条件であるとされ、人体用の医薬品のように服用による精神安定または満足感による治療効果などは全く期待されていないのである。

しかし動物用医薬品は家畜に対して安全であっても、それが家畜の体内に残留する場合には畜産物を通じて人体に摂取されるので、家畜の体内残留の有無については厳しい試験を行ない、もしも治療効果を期待するうえにどうしても一定期間血中濃度を保つ必要のある薬品については残留期間はその家畜の生産物の食用に供しないような規制が行なわれている。かつて牛乳中における抗生物質の残留が大きな問題になったが乳房炎の治療には抗生物質の使用は欠くことができないので乳房炎軟膏に色素を添加し、牛乳が着色している間は牛乳の販売が自動的に停止されるように措置して効果をあげたことはご承知のとおりである。

以上のように動物用医薬品の中にはその取り扱いの如何によって畜産物を通じて人体に摂取される場合もあり、また、薬理作用の複雑な医薬品は使用を誤ると動物

自体にも悪影響があるので従来動物用医薬品については 54 種を要指示医薬品に指定してきたのであるが、昭和 36 年当時は鶏は小数羽ずつが多数の農家（380 万戸）の庭先で飼養され、生産資材として医薬品を使用する機会も少なく、獣医診療体制の実態からみても、獣医師の指示が実態にそぐわない点があったので、当分の間、鶏を要指示の対象動物からはずしてきたのである。しかし最近に至り鶏の飼養形態は大きく変貌し、多数羽集団飼育の大型経営が増加するとともに、予防治療および育成率増進のため用いる要指示該当医薬品も莫大な量におよび、鶏を要指示の対象動物からはずしておくことは、卵、ブロイラーにおける医薬品の残留を完全に除去するうえからも、抗生物質等の要指示医薬品全般の取締りを徹底するうえからも適切ではないと判断され、今回鶏を要指示薬の対象動物に加えることに決定したのである。

さて前回鶏を規制からはずした当時と鶏の飼養形態は著しく変化し、飼養農家数は約 3 分の 1 に減少し、そのうちの僅か 2% の養鶏家が全生産量の 50% 以上のシェアを持つようになったが、獣医医療体制はどうであるうか、昭和 41 年から養鶏農家の自衛防疫の推進をはかり、さらに昭和 47 年度から全国都道府県に家畜畜産物衛生指導協会を設立させ、その協会のもとに大部分の養鶏家を組織化することになった。協会は家畜保健衛生所単位に支所を持ち、各市町村、農協および養鶏家の組織する団体等末端の自衛防疫組織には必ず専任または嘱託の獣医師を配置してこの協会の事業の指導に当たらせることになっているので、鶏を取り巻く獣医医療体制も大きく変貌したといえる。しかしこの要指示医薬品の対象動物に鶏を加えることについて養鶏家が大きな不安を持っていることはかくすことの出来ない事実である。それは第一に鶏の病気のわかる獣医師はほとんどいないではないか。また、その知識は養鶏家の知識の範囲を出ないではないかという不安である。確かに養鶏家の不安は全く的外れとは思わない。しかし最近の獣医師はニューカッスルの大発生を契機として鶏病の研究を余儀なくされ、殊に家畜保健衛生所の職員は既に高度の知識を身につけており、例えばニューカッスル病の HI test が国中至る所で出来る国は世界中で日本しかないと言言できる。すなわち高度な知識技術は県の段階まで下りている。これを如何にうまく養鶏産業に取り入れ活用するかを十分に考えていただきたい。また、現在一般開業獣医師が鶏病知識の乏しいといわれるのは、今まで養鶏産業が獣医

技術を要求しなかった為であって、一般に産業の要求のない所に技術の進歩はあり得ない。しかしこれからの高度な養鶏経営には是非とも高度の技術的アドバイスが必要であり、技術は産業の発展につれて高度化してゆくべきである。獣医師諸君にとくにお願いしたいことは、諸君は獣医学を修め基礎的知識を十分に持っているのであるから、是非最寄りの家畜保健衛生所、大学、研究機関で機会あるごとに鶏衛生についてさらに研鑽をつまれば、時代の要求と、鶏産業の要請に答えていただきたい。

なお、養鶏家の第二の不安は医薬品が必要なときに手に入れ難くなるのではないかということである。今までのように鶏舎にあらゆる薬品を無制限に買い溜め、手当たり次第に薬品を使うことを規制するのが今回の目的の一つであるから、その意味で不便になることはある程度止むを得ない。今後はつとめて家畜畜産物衛生指導協会や農協、団体を通じあるいは最寄りの獣医師に相談して計画的に適切な措置を講じていくべきである。獣医師会としても獣医師の適正配置および地域分担についてよく検討し、出来る限り家畜飼養者の便宜を考え、サービスにつとめて、畜産の発展とともに獣医師も発展していくように考えて欲しい。職域の拡大と責任の増加は常にうらはらの関係にあるもので、このさい便乗的儲け主義を排撃し、折角与えられた天職を十分に活用し、再び鶏衛生から獣医師が締め出しを喰わないようくれぐれも自重と努力を要望します。

ついで、今回ワクチンが要指示医薬品に指定されたのは、製造の面においてはワクチンの持つ性格上従来から農林大臣の指定する医薬品として要国家検定品であり、取り扱いの面からは既に劇毒薬に指定されていたのであるが、最近、その取り扱いが無雑作に流れ弊害を生ずるおそれが生じたので、医薬品使用の厳正を期する目的で要指示医薬品に指定されたものである。

ワクチンは主として伝染性疾病の予防のために動物に免疫を賦与するための防疫資材として用いられるものであって、人間領域では医師以外が使用することは皆無で

ある。しかし近時の家畜領域では専門的知識を持たないいわゆる素人がワクチンを無計画かつ非科学的に接種することが行なわれ出し、家畜防疫計画に支障があるばかりでなく、不確実な免疫により潜在感染を起こしてウイルスの増殖を促し、他人の家畜に感染させる等防疫行政に逆行するおそれも生じてきている。また、犬等においても非獣医師による不法行為も跡を絶たない現況である。しかるに今回の省令改正に伴いワクチンを使用する最適の専門家として獣医師に果たせられた責任は実に重大であり、鶏の場合に述べた如く制度の上にあぐらをかいて便乗的儲け主義にはしらないよう、また、社会に対す義務の遂行とサービスを忘れないようくれぐれもお願いします。

○農林省令第 23 号

薬事法（昭和35年法律第 145 号）第 83 条の規定により読み替えられる同法第 49 条第 1 項及び第 82 条の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和 47 年 4 月 19 日 農林大臣 赤城宗徳

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則（昭和36年農林省令第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第六中「又は猫」を「、猫又は鶏」に改め、同表中第 54 号を第 55 号とし、第 23 号から第 53 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 22 号の次に次の 1 号を加える。

23 生物学的製剤のうち子防疫液（鶏痘子防疫液を除く。）

附 則

1 この省令は、昭和 47 年 7 月 1 日から施行する。

2 この省令による改正後の動物用医薬品等取締規則別表第 6 に掲げる物であって鶏に使用することを目的とするもの（同表に掲げる鶏以外の動物に使用することをあわせて目的とする物及び同表第 23 号に掲げる物を除く。）及び同表第 23 号に掲げる物については、昭和47年 12 月 31 日までは、薬事法第 83 条の規定により読み替えられる同法第 50 条第 9 号の規定は、適用しない。

育成肥育乳用雄子牛の緊急衛生技術指導対策事業の緊急調査結果

日本獣医師会では昭和 46 年度において地方競馬全国協会補助事業として、現下食肉対策の重要問題となっている乳用雄子牛について、重要事項でありながらその実情が把握されていない、衛生対策について緊急にその指導調査を実施し、今後の指導対策に資することとしたが、その結果を下記のとおりまとめた。

この緊急調査は、本会が地方競馬全国協会の助成をうけ、昭和 46 年 10 月から昭和 47 年 3 月まで 1 道 5 県を対象として実施中の肥育乳用雄子牛の緊急衛生指導対策事業において、昭和 46 年 10 月の時点で本事業実施のため本会が委嘱した指導調査員により最近 1 年間（原

則として昭和 45 年 1 月から 12 月までをとる。）の衛生事故の発生状況を遡及して調査したものである。

したがって、この調査結果については、調査設計の点から必ずしも全国的な趨勢値を示すものではなく、ある程度組織的に実施した事例調査にすぎないこと、およ